

マンション管理計画を認定しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

堺市長

次の申請にかかるマンションの管理計画は、下記の理由によりマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4に規定する基準に適合しないため、同条の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. マンションの名称
3. マンションの所在地
4. 理由

(注意)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は堺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。